様式－７

構内営業承認申請に係る誓約書

□　私

□　当社

は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記２の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が必要に応じ、警察当局へ情報提供することに同意します。

　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　構内営業承認の相手方として不適当な者

（１）　規則第１２条又は第１２条の２に基づく申請を行う者（個人、法人又は団体をいう。以下「申請者」という。）が、同条に基づき承認を拒否された日又は規則第２６条第１項若しくは第２項に基づく承認を取り消された日から２年を経過しない者であるとき。

（２）　申請者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、過去２年以内に規則第１２条若しくは第１２条の２に基づく承認を拒否された法人若しくは団体又は規則第２６条第１項若しくは第２項に基づく承認を取り消された法人若しくは団体において、当該拒否又は取消し時に役員等を務めているとき。

（３）　申請者の役員等が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者であるとき。

（４） 申請者の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（５） 申請者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（６） 申請者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（７） 申請者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（８） 申請者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

　　なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

２ 警察への通報等

(1) 構内営業に当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※１）、政治活動標ぼうゴロ（※２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、承認者に報告すること。

※１ 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※２ 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

大阪航空局長

○○空港事務所長　殿

　　　　年　　月　　日

住所又は所在地

氏名 又は 名称